

教育委員会定例会事項書

令和6年6月20日(木)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 13 号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について

議案第 14 号 三重県立美術館協議会委員の任命について

5 報 告 題

報告 1 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

報告 2 令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和6年6月4日(火)
開会 9時30分
閉会 10時13分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、栗須委員、富樫委員、安田委員
議事録署名者 安田委員

4 採択議案の件名

議案第11号 職員の懲戒処分について
議案第12号 令和7年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

5 請願陳情の付議の結果

請願3 教員不足により生じた学校現場の追加負担に対する金銭保障を求める請願について
請願3については不採択とする。

6 諸般の報告

該当なし

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 4

請願の取り扱いに関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年6月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請 4	令和6年4月1日	<p>(件名) 請願の取り扱いに関する請願書</p> <p>(要旨) 公務に関する内容のすべての請願書について、その採否を教育委員会会議で付議すること</p>	<p>長谷川 祐希</p>	<p>県教育委員会あてに提出された請願は、三重県教育委員会請願等取扱要綱第3条第1項の規定に基づき、公務に関する事項も含め、すべて教育委員会会議(以下「定例会」という。)に付議されます。</p> <p>ただし、同要綱第3条第4項に該当するものについては、「定例会で確認の上、審議を行わないことができるものとする」となっています。したがって、審議が必要と判断されたものは、今後も審議を行うことは可能です。また、審議を行わないものであってもすべての請願を定例会に提出することに変わりはなく、本要綱によって憲法第16条に規定されている請願に係る権利が制約されるものではありません。</p> <p>なお、職員に対する処分が必要と認められる事案については、県教育委員会の職員懲戒審査取扱要綱の規定に基づき手続きが行われ、結果として懲戒等の処分をすることとなった場合には、改めて定例会に議案として付議され、審議がなされることとなります。</p> <p>以上のことから、本請願については不採択といたしたい。</p>

2024年4月1日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

請願の取り扱いに関する請願書

請願者 長谷川 祐希

住所

電話

1 請願の要旨

公務に関する内容のすべての請願書について、その採否を教育委員会会議で付議するようにすることを求めます。

2 請願の理由

今年3月22日に開催された、教育長定例記者会見の会見録によると「三重県教育委員会請願等取扱要項」の案が県教育委員会定例会で出された背景には、請願の提出件数が多いことや、請願には馴染まない内容のものが含まれているということがあるということが県教育委員会より示されています。また、請願には馴染まないものの例として、職員の懲戒処分を求める内容のものが示され、そのような請願について「これからはじけるようになる」という県教育委員会の見解も示されていますが、この認識には疑問を抱かざるを得ません。

日本国憲法第16条では「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」とされており、以下に示すように、請願事項の範囲に関して衆議院に対する質問がされ、答弁も行われています。

【質問】

現行憲法第十六条は、請願事項について「損害の救済、公務員の罷免……」と具体的に例示している。この例示は、「……その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し」とあるように、限定例示したものではなく、請願事項の範囲は、官公署にかかるすべての事項に及ぶと理解するが、政府の解釈はどうか。

(引用元: 1984年3月31日付け「国民の請願権問題に関する質問主意書」(質問第10号))

【答弁】

憲法上第十六条の規定による請願の対象は、一切の国務または公務に関する事項に及ぶものとする。

(引用元: 1984年5月8日付け答弁第10号)

日本国憲法第16条において、請願によって公務員の罷免等を求めることができるとされていますが、それらは限定例示ではなく、県教育委員会への請願の対象となるのはすべての公務に関する事項であるということが、この政府見解から読み取れます。したがって、懲戒処分を求める内容等の請願であっても、公務に関するものである以上、請願の対象となると解されるべきです。

これまで、県教育委員会におかれましては、改定前の三重県教育委員会会議規則第16条に基づき、すべての請願が教育委員会会議で採否を付議され、請願文書表の作成・公開をされてきたことだと思えます。請願により、市民が教育行政に関して要望や提案ができるのみならず、その採否や教育長の意見まで知ることができるのは、市民の教育行政への関心を高めるといっても、開かれた県政という点でも有益

なことだったと思います。基本的人権を否定するものといった公序良俗に反する請願や、県教育委員会の権限に属さない請願等について教育委員会会議で採否を付議しないということは、公務に関するものではないという観点や、基本的人権の尊重を掲げている憲法に反するという観点から、理にかなっているといます。しかし、政府見解で一切の公務に関する事項が請願の対象となるとされている以上、公務に関する事項については教育委員会会議で採否を付議していただきたいといます。

市民の教育行政への関心を高め、開かれた県政を進めるためにも、本請願をご採択いただきますよう、お願いいたします。

なお、教育長定例記者会見の会見録はインターネット上で公開されており、多くの方が容易に見られるようになってきました。その中で懲戒処分を求める内容等の請願が、請願として不適切であるかのような誤った印象を抱かせる発言が記されてしまっています。これでは会見録を見た市民が本来行使できるはずの請願権を、行使できないものと誤解することに繋がると考えます。憲法上保障された権利が保障されるように、請願事項の範囲についての県教育委員会側の発言が不正確であった旨の注釈を会見録に加えるといった措置を行っていただくことが望ましいと考えますので、そのことについても申し添えさせていただきます。

昭和五十九年三月三十一日提出
質問第一〇号

国民の請願権問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年三月三十一日

提出者 柴田睦夫

衆議院議長 福永健司殿

国民の請願権問題に関する質問主意書

請願は、専制君主制の時代において、為政者に民意を伝達し、権利を救済するための極めて重要な手段の一つであつた。その後、請願の重要性は、国民の参政権の拡大や権利救済制度などの発達に伴つて次第にうすれてきた。しかし、請願権は、今日なお、諸国の憲法において、伝統的な国民の参政権的権利として広く保障されている。

我が国においても、主権在民の原則に立つ現行憲法が、請願権を侵すことのできない国民の基本的人権として保障するとともに、この憲法規定を具体的に施行するため、一般法たる請願法が制定され、国会法等で国会等に対する請願の手續規定が定められている。

ところが、我が国の現行の請願権保障法制とその実際の運用には、多くの黙視し得ない重大な問題がある。国会における請願審査について、委員会、本会議とも会期末に一括して処理

するなど、まったく形式化している。政府の各行政機関等における請願審査と処理にいたつては、実質審査をほとんど行わないばかりか、請願書の受理を拒否する行政機関さえあるなど、まさに「無法状態」ともいふべき驚くべき現状である。

そこで以下、国民の請願権問題に関し、次の事項について質問する。

一 請願の相手方たる「官公署」について

現行請願法（昭和二十二年法律第十三号）は、天皇をはじめ各省庁や地方公共団体など、すべての官公署に請願を提出できる旨を定めている。この「官公署」には、裁判所や会計検査院はもとより、政府関係特殊法人、日本銀行などのいわゆる認可法人、地方公社など地方公共団体が出資する法人が含まれると理解する（請願法が制定された帝国議会において、官公署には公共組合等が含まれる旨の政府答弁もある。）が、政府の解釈はどうか。

二 請願人について

現行憲法第十六条は、「何人も……請願する権利を有し」と定め、請願法は、法人の請願権を認める旨の規定を設けている。この「何人」には、国家公務員や地方公務員はもとより、本邦に在住又は滞在する外国人も含まれると理解するが、政府の解釈はどうか。

三 請願事項の範囲について

現行憲法第十六条は、請願事項について「損害の救済、公務員の罷免……」と具体的に例示している。この例示は、「……その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し」とあるように、限定例示したものではなく、請願事項の範囲は、官公署にかかるすべての事項に及ぶと理解するが、政府の解釈はどうか。

四 請願書の書式について

現行請願法は、「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。」（第二条）と定めている。従つて、①請願

書は、住所と氏名が記載された文書であれば足り、書式について特段の規制はなく、捺印なども必要でない。②当該文書の表題に「〇〇に関する申し入れ」などと記載されたものであつても、その内容が、官公署に対して希望を表明したり、意見を表明するなど、実質的に請願に該当するもので住所と氏名が記載された文書であれば請願書として扱わなければならないと理解するが、政府の解釈はどうか。

五 請願を受理する窓口の設置と請願担当官の配置について

国会や地方議会に対する請願の手續は、国会法や地方自治法等の定めによることとされ、国会及び地方議会には、請願課など請願を受理するための窓口が設置され、請願担当官が配置されている。ところが、一般法たる請願法が適用される国の各行政機関や特殊法人では、請願受け窓口を設置し、請願担当官を配置しているところほとんどないといわれている。国の各行政機関と特殊法人のうち請願受け窓口を設置し、かつ、請願担当官を配置しているところ

はどことどこか。当該窓口の名称は何か。配置されている請願担当官はそれぞれ何名か。

六 請願書提出の方法について

請願の方法については、憲法第十六条が「平穩に」しなければならぬ旨を定めているだけで、現行請願法にはなんらの定めもない。従つて、請願書は、「平穩に」という要件さえ遵守すればよく、代理人が提出することもできれば、郵送で提出することもできるということになるが、政府の解釈はどうか。

七 請願を受理する義務について

現行請願法は、官公署に請願を受理する義務を課している（第五条）。ところが、国の行政機関のなかには、国民が郵送してきた請願にかかる郵便物の受取りを拒否したり、申入れ文書を申入れ者の面前で破り捨てるなどという態度をとるものがある。

1 こうした態度が違法であり、許されないことは明白であるが、どうか。

2 受理を拒否された請願については、現行請願法第三条第二項「請願の事項を所管する官公署が明らかでない」の請願とみなして内閣が受理すべきものと考えるが、どうか。

八 請願の誠実な処理について

現行請願法は、官公署に請願を「誠実に処理」するよう義務付けている（第五条）。この規定は、請願者に請願の処理結果を回答する義務まで課したのではないとの解釈が広く行われているが、少なくとも、関係部局の会議や省議等で各請願を個別に実質審査、処理し、なお、請願者が求める場合には、請願の処理経過又は結果を回答するという意味を含むものと理解できる。また、請願法が制定された帝国議会において、当時の金森国务大臣は、各官公署では実質的な請願審査を行う、重要な請願については公聴会を開くなどして審査をつくす、請願の処理結果については事実上回答できるようにしたい旨の答弁を行っている。政府の解釈はどうか。

九 請願に関する細則について

国会では、国会法に基づく衆・参の各議院規則で請願に関する細則を定めている。地方議会も、地方自治法に基づく地方議会会議規則で請願に関する細則を定めている。ところが、一般法たる請願法については施行令が定められていないうえ、同法の適用を受ける国の各行政機関や特殊法人などでは、請願処理規則・要綱などの細則さえ定めていないという。請願に関する細則を定めている国の行政機関・特殊法人はあるか。あるとすれば、それはどこどこか。

十 地方公共団体における細則について

- 地方公共団体でも、そのほとんどが請願条例や規則・要綱などの細則を定めていないという。
- 1 請願に関する細則を定めている地方公共団体はあるか。あるとすれば、それはどこどこか。
 - 2 政府は、地方公共団体に対し、請願に関する細則を定めるよう指導したことがあるか。右質問する。

昭和五十九年五月八日受領
答弁第一〇〇号

内閣衆質一〇一第一〇号

昭和五十九年五月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司殿

衆議院議員柴田睦夫君提出国民の請願権問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柴田陸夫君提出国民の請願権問題に関する質問に対する答弁書

一について

請願法（昭和二十二年法律第十三号）の「官公署」には、国及び地方公共団体の機関のほか、公権力の行使の事務をつかさどる公法人を含むものと考ええる。

二について

憲法第十六条の「何人」には、国家公務員、地方公務員及び本邦に在留する外国人も含まれるものと考ええる。

三について

憲法第十六条の規定による請願の対象は、一切の国務又は公務に関する事項に及ぶものと考ええる。

四について、

氏名及び住所を記載した文書であつて、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであつても、請願書として扱うべきものと考えらる。

五及び九について

請願法に適合する請願書が提出された場合には、各請願事項の関係部署等においてこれを受理し、それぞれ誠実に処理してきているところである。

なお、行政機関においては、行政相談制度等を通じ行政にかかわる国民の要望等に依り、国民の請願権の円滑な行使に資しているところである。

六について

請願書の提出は代理人によるもの又は郵送によるものであつても差し支えないものと考え

る。

七及び八について

請願法に適合する請願書の提出があつた場合には、同法第五条の定めるとおりこれを受理し、誠実に処理しなければならないものと考える。

十について

1 おおむね七百程度の地方公共団体において、請願の処理に関する何らかの規則等を制定しているとは承知している。

2 政府は、請願の処理に関する規則等の制定等について地方公共団体に対し特段の指導をしたことはない。

右答弁する。

報告1

令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年6月20日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長



令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

第1次選考試験受験状況

		令和7年度採用					令和6年度採用					受験者数の増減 (b)-(e)
		申込者数	受験者数	受験率	採用見込数	実質倍率	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	実質倍率	
		(a)	(b)	(b)/(a)	(c)	(b)/(c)	(d)	(e)	(e)/(d)	(f)	(e)/(f)	
校種等別	小学校	642 [809]	619 [779]	96.4% [96.3%]	約269	2.3	745	705	94.6%	248	2.8	△ 86 [+74]
	中学校	624	599	96.0%	約168	3.6	761	691	90.8%	141	4.9	△ 92
	高等学校	412	393	95.4%	約74	5.3	434	387	89.2%	55	7.0	6
	特別支援学校	58	58	100.0%	約17	3.4	67	66	98.5%	16	4.1	△ 8
	養護教諭	146	140	95.9%	約13	10.8	178	169	94.9%	12	14.1	△ 29
	栄養教諭	37	34	91.9%	約5	6.8	43	39	90.7%	4	9.8	△ 5
合計		1,919 [2,086]	1,843 [2,003]	96.0% [96.0%]	約546	3.4	2,228	2,057	92.3%	476	4.3	△ 214 [△ 54]

※申込者数・受験者数には、1次試験のすべてを免除となった人数を含む。
 ※大学3年生等を対象とした特別選考を含めた人数を[]内に表示。

令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験
校種・教科等別実施状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	
小学校教諭		約269名	642 [809]	619 [779]	
中学校教諭	国語	約26名	83	77	
	社会	約26名	103	99	
	数学	約27名	93	91	
	理科	約20名	31	29	
	音楽	約10名	40	39	
	美術	約7名	18	17	
	保健体育	約17名	179	172	
	技術	約4名	12	12	
	家庭	約4名	4	3	
	英語	約27名	61	60	
小計		約168名	624	599	
高等学校教諭	国語	約8名	33	33	
	地理歴史	世界史	約3名	31	31
		日本史	約3名		
	公民	約2名	19	17	
	数学	約4名	59	57	
	理科	物理	約4名	46	43
		化学	約3名		
		生物	約3名		
	音楽	約2名	15	15	
	美術	約2名	7	6	
	保健体育	約6名	98	93	
	看護	約2名	1	1	
	家庭	約2名	7	6	
	農業	約4名	18	18	
	工業	機械系	約3名	10	9
		電気・電子系	約4名	8	7
	商業	約5名	10	10	
	英語	約8名	28	26	
	情報	約2名	15	14	
	福祉	約3名	6	6	
水産	機関	約1名	1	1	
小計		約74名	412	393	
学特別 校支 教諭 援	小学部	約15名	41	41	
	中学部・高等部	保健体育	約2名	17	17
	小計		約17名	58	58
養護教諭		約13名	146	140	
栄養教諭		約5名	37	34	
合 計		約546名	1,919 [2,086]	1,843 [2,003]	

※[]は大学3年生等を対象とした特別選考を含めた人数。

公立学校教員採用選考実施状況

年度	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
小学校教諭	申込者数	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093	949	780	745	642 [809]
	受験者数	936	964	965	919	920	998	885	736	705	619 [779]
	1次合格者数	505	508	518	521	507	671	730	636	620	
	2次合格者数	252	247	252	192	240	230	287	269	248	
	倍率	3.7	3.9	3.8	4.8	3.8	4.3	3.1	2.7	2.8	
中学校教諭	申込者数	1,020	1,005	939	933	865	884	839	781	761	624
	受験者数	937	907	868	857	810	836	785	712	691	599
	1次合格者数	359	386	358	254	341	367	407	399	400	
	2次合格者数	133	132	126	84	115	124	139	144	141	
	倍率	7.0	6.9	6.9	10.2	7.0	6.7	5.6	4.9	4.9	
高等学校教諭	申込者数	870	806	760	645	651	543	522	515	434	412
	受験者数	760	694	666	550	584	496	484	457	387	393
	1次合格者数	268	178	169	153	179	127	149	176	154	
	2次合格者数	87	61	57	52	62	42	49	62	55	
	倍率	8.7	11.4	11.7	10.6	9.4	11.8	9.9	7.4	7.0	
特別支援学校教諭	申込者数	76	88	97	97	107	104	103	77	67	58
	受験者数	72	82	91	91	98	102	99	72	66	58
	1次合格者数	40	48	42	49	60	54	52	51	46	
	2次合格者数	18	21	17	16	20	18	19	17	16	
	倍率	4.0	3.9	5.4	5.7	4.9	5.7	5.2	4.2	4.1	
養護教諭	申込者数	196	219	224	211	175	207	177	170	178	146
	受験者数	181	201	209	194	167	193	164	157	169	140
	1次合格者数	56	67	77	60	66	56	64	45	41	
	2次合格者数	19	22	28	20	22	18	20	13	12	
	倍率	9.5	9.1	7.5	9.7	7.6	10.7	8.2	12.1	14.1	
栄養教諭	申込者数	53	57	60	55	47	41	41	47	43	37
	受験者数	41	52	52	45	43	36	40	40	39	34
	1次合格者数	14	18	16	9	20	16	12	19	13	
	2次合格者数	5	5	5	3	6	5	4	6	4	
	倍率	8.2	10.4	10.4	15.0	7.2	7.2	10.0	6.7	9.8	
合計	申込者数	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872	2,631	2,370	2,228	1,919 [2,086]
	受験者数	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	2,661	2,457	2,174	2,057	1,843 [2,003]
	1次合格者数	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	1,291	1,414	1,326	1,274	
	2次合格者数	514	488	485	367	465	437	518	511	476	
	倍率	5.7	5.9	5.9	7.2	5.6	6.1	4.7	4.3	4.3	

※ 倍率＝受験者数÷2次合格者数

※ 令和6年度採用より、申込者数・受験者数・1次合格者数には、1次試験のすべてを免除となった人数を含む。

※ 令和7年度採用において、大学3年生等を対象とした特別選考を含めた人数を[]内に表示。

報告2

令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・
三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施
日程について、別紙のとおり報告する。

令和6年6月20日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長
特別支援教育課長

令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程

○ 全日制課程及び定時制課程

月日(曜日)	全 日 制 課 程	定 時 制 課 程
1月23日(木)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜出願書類受付開始	
1月27日(月)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜出願書類受付締切	
2月 3日(月)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜の検査	
4日(火)	※ 日程等の詳細は各高等学校が指定する。	
2月10日(月)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜の追検査	
2月13日(木)	前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜合格内定通知 後期選抜募集人数発表	
2月21日(金)	後期選抜出願書類受付開始	
2月25日(火)		後期選抜出願書類受付締切
2月26日(水)	後期選抜出願書類受付締切	
3月 3日(月)	志願変更書類受付開始	
3月 4日(火)		志願変更書類受付締切
3月 5日(水)	志願変更書類受付締切	
3月10日(月)	後期選抜の検査	
3月17日(月)	合格者発表(前期選抜・連携型中高一貫教育に係る選抜・特別選抜・スポーツ特別枠選抜を含む。) 再募集公告	
3月18日(火)	追検査・再募集出願書類受付開始	
3月19日(水)	追検査・再募集出願書類受付締切	
3月21日(金)	追検査・再募集の検査	
3月25日(火)	追検査・再募集合格者発表	追加募集公告 追加募集出願書類受付開始
3月26日(水)		追加募集出願書類受付締切
3月27日(木)		追加募集の検査
3月28日(金)		追加募集合格者発表

注1 表中の「連携型中高一貫教育に係る選抜」は、飯南高等学校で実施する選抜を示す。

2 表中の「特別選抜」は、あけぼの学園高等学校、四日市工業高等学校(定時制課程)、北星高等学校、飯野高等学校(定時制課程)、みえ夢学園高等学校、伊勢まなび高等学校で実施する選抜を示す。

○ 通信制課程

月日(曜日)	前期選抜	月日(曜日)	後期選抜	月日(曜日)	再募集
1月23日(木)	出願書類受付開始	2月21日(金)	出願書類受付開始	3月25日(火)	出願書類受付開始
1月27日(月)	出願書類受付締切	2月25日(火)	出願書類受付締切	3月31日(月)	出願書類受付締切
2月 3日(月)	検査	3月 3日(月)	志願変更書類受付開始	4月 2日(水)	検査
2月10日(月)	追検査	3月 4日(火)	志願変更書類受付締切	4月10日(木)	までに合格者に通知
2月13日(木)	までに合格内定者に通知	3月10日(月)	検査		
		3月17日(月)	までに合格者に通知		
		3月21日(金)	追検査		
		3月25日(火)	追検査の合格者発表		

令和7年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程

月日(曜日)	選 考	月日(曜日)	再 募 集
1月23日(木)	願書等受付開始	2月21日(金)	願書等受付開始
1月27日(月)	願書等受付締切	2月26日(水)	願書等受付締切
2月 4日(火)	選考	3月18日(火)	選考
2月10日(月)	追選考	3月19日(水)	合格者発表
2月13日(木)	合格者発表		

※ 出願にあたっては、令和7年1月24日(金)までに、出願を希望する学校において教育相談を必ず受けること。

